

大阪市告示第1015号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月22日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立此花屋内プール 大阪市立西淀川屋内プール	令和6年8月11日（日）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和6年8月12日（月）	午前8時30分から 午後6時30分まで
	令和6年8月13日（火）から 同月17日（土）まで	午前8時30分から 午後9時まで
大阪市立住之江屋内プール	令和6年8月10日（土）から 同月11日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和6年8月12日（月）	午前8時30分から 午後6時30分まで
	令和6年8月13日（火）から 同月16日（金）まで	午前8時30分から 午後9時まで

（環境局総務部施設管理課）